

ペルー国立図書館略史

付：同図書館の組織と政策

三 谷 弘

自由人の真髓を培うものは
図書である。 サン・マルティン*

はじめに

ペルーを含めてラテン・アメリカ諸国と日本との関係は、これまで欧米やアジアの諸国との関係に比べて余り緊密であったとはいえない。明治初年にマリア・ルス号事件によって日本とペルーとの関係が一時緊迫したことがあったが、「雨降って地固まる」の譬どおり、両国の外交関係がこの事件を契機として開始され、日本のペルー移民が盛んとなった⁽¹⁾。最近ではこの地域への日本の経済進出が活発となったが、まだ一般には馴染が薄い国々である。ここではペルーの歴史や文化の現状について詳しく述べるつもりはないが、交通通信手段が発達し、これまで疎遠であった国々と日本との関係も次第に近しいものになってきている。その意味から云っても、インカ以来の古い文化をもち、ラテン・アメリカ地域でもアルゼンチン、ブラジル、チリなどと並んで重要な国の一つであるこの国の国立図書館を紹介することは必ずしも迂遠なことではないと思われる。

筆者は1976年2月にペルーを訪問し、僅か一週間ではあったが、同国に滞在し、そ

の間リマの国立図書館を訪ねた。その際同館の館長、副館長から懇切な説明を受け、資料の寄贈も受けた。今ではこの時の資料はやや古くなっているが、日本では殆んど知られていないペルーの国立図書館について紹介することは意義なしとしないであろう。以下に当時の資料を中心として同館の歴史を略述し、組織と政策について触れることにしたい⁽²⁾。

I 国立図書館略史

1. 植民地時代

ペルーがスペインの植民地から独立を達成したのは1821年である。同年7月28日に独立が宣言されたが、その丁度一カ月後の8月28日に国立図書館創設の命令(decreto)が発せられた⁽³⁾。このように国の独立後直ちに図書館設立の方針が明らかにされたこと自体、その政治的意義を表わしているといえよう。しかしこの図書館は忽然と空中に出現したのではなく、植民地時代にその淵源を求めることができるのである。

1568年に当時キリスト教の有力会派であったイエズス会のサンパブロ最高学院(El Colegio Máximo de San Pablo)が設立されたが、この学院に同会の図書館が付設された。200年後の1767年にスペイン王カルロス三世によりイエズス会が追放され

* 南米解放の英雄サン・マルティン將軍がチリの国立図書館を創設したさいの言葉。原文は Los libros forman la esencia de los hombres libres.

(4)、翌68年勅令により、その図書館はサンマルコス大学(5)に移管されることになった。同学院にはインディオ貴族のための王子学院 Colegio del Príncipe と王立サンマルティン学院 Colegio Real de San Martín が設けられ、副王領(6)の高等教育の面で大きな功績を残している。また同学院は200年の間植民地ペルーの一大文化センターとして知られ、言語学、古典文化の他、副王領最大の薬局をもつなど公衆衛生の面にもすぐれた特色をもっていた。

サンパブロ学院のこのような盛名を支えるものはその図書館の蔵書であった。同館は18世紀後半に約4万冊の蔵書を誇っていたが、当時有名なハーバード大学の図書館は僅か4,000冊に足りない蔵書しかなかったといわれる(7)。サンパブロ図書館の収集した図書はヘブライ、ラテン、アラビアの各言語からイタリア、フランス、ドイツ、スペインと新旧の雑多な言語で書かれており、新世界の重要な土語の図書さえ含まれていた。これに比べハーバード大学図書館の場合は蔵書の大部分がラテン語のものであり、英語以外の近代語のものは僅かであった(8)。

蔵書の範囲も同図書館の場合は広汎であり、医学、経済、地理、歴史、政治、文法、辞典等に及んでいたが、図書以外にも例えば当時最新式のニュートン反射望遠鏡さえも所蔵していた(9)。同館はまた副王領の他の図書館のいわばクリアリングセンターの役割も果たしていた。トルヒーリョ、アレキバ、ラパス、ポトシ、コルドバ、ラプラタ、サンチャゴ・デ・チレ等スペイン領各地の図書館に図書を分配しただけでなく、ジェスイット会の施設に送ったり、一般の文化人に図書を販売したりもしているのである。

こうしてサンパブロ学院図書館は米州最良の図書館と称えられたのであるが、前記のように1767年カルロス三世の勅令により二世紀にわたる活動の幕を閉じることとなった。翌68年サンマルコス大学が国王に請願して同図書館を建物ごと譲り受けたが後述のように数次の災厄のためその遺産を後世に伝えることはできなかったのである。

2. 第一期 (1822~1883)(10)

前述のようにペルー国立図書館は独立宣言直後の1821年8月28日に創設され、広く一般に開放された(11)。そして翌22年2月8日の命令により納本の義務と館長に国務大臣をあてることが定められた(12)。

第6条 首都の印刷業者は独立が宣言された日以降に発表された公文書その他の全印刷物のコレクション2セットを引渡すものとする。また以後は印刷物はすべて同様に2セットを国立図書館に送付しなければならない。

第8条 この命令の施行に責任ある国務大臣は当然国立図書館の館長とする…。

1822年9月17日開館式がおこなわれた。その場所は1767年まではイエズス会の「勉強の家」Casa de Estudios のちサンパブロ最高学院、酋長学院 Colegio de Caciques、王子学院 Colegio del Príncipe、独立後は自由学院 Colegio de la Libertad があった所である。館長には司祭マリアーノ・ホセ・デ・アルセ Mariano José de Arce(13)が、副館長にはホアキン・パレデス Joaquín Paredes が任命された。蔵書数11,256冊、サンマルコス大学、ジェスイット会その他の宗教団体や個人からの寄贈によるが、その中にはサンマルティンの蔵書762冊、雑誌101種その他が含まれていた。

開館早々の国立図書館にはしかし大きな悲運が待ちうけていた。1823年と24年に王党派が巻き返し、リマを占領している間に同館が略奪され、蔵書の大部分が散佚してしまったのである⁽¹⁴⁾。この非常事態に対処するため政府は図書の収集に特別の措置を講じ、外国からの図書の輸入税を収集費にあてたのである。すなわち、1830年には外国図書の価格に3%の税金をかけ、この収入を図書の収集費にあてることを決議し、1840年に3%の税率を6%に改めているのである⁽¹⁵⁾。

3. 第二期 (1883~1943)

1879年ペルーはボリビアと共にチリと戦争を始めたが⁽¹⁶⁾、戦い利あらず、一部領土を失うことになった。この戦争中にリマに侵入したチリ軍によって国立図書館は再び略奪を蒙ることになった。図書館の閲覧室は部隊の宿舎と化し、図書は戦利品と見なされ、一部はチリに持ち去られ、一部は包装紙として雑貨屋に売られたということである⁽¹⁷⁾。当時の館長オドリオソラ大佐 Coronel Manuel de Odriozola は米国公使クリスチャンシィ Christiancy に対し、リマにおけるチリ当局による文明破壊の罪を糾弾する書簡を送った。このため同館長はチリ軍に追及され、米国公使館に難を避け、副館長リカルド・パルマ Ricardo Palma は12日間チリの輸送船上に監禁されたのである⁽¹⁸⁾。

1883年アンコン条約が調印されて平和が恢復すると、リカルド・パルマが図書館の再建にあたったが、以降同館は第二の国立図書館と呼ばれることとなった。パルマは図書館再建のため欧米の名士に寄付を仰いで駆け廻ったので「乞食館長」⁽¹⁹⁾とあだ

名されたという。1884年7月国立図書館は再建されたが、マヌエル・デ・オドリオソラ大佐は名誉館長に任命された⁽²⁰⁾。

当時の状況についてパルマ館長は司法教育相にたいしてつぎのように報告している⁽²¹⁾。

「私はカラッポの図書館の施設を受領した。というのは図書館が保管していた5万6,000冊のうち、これまでに見つけたのは638冊だけである。…手稿本課は資料が豊富であったが、今残っているのは記憶だけである。」

この惨状を打開するためパルマはチリのサンタマリア大統領にたいし200点の手稿本の返還を求め、また国内国外からの数多くの寄贈を要請した。こうして7月28日図書館再開のときには蔵書27,824冊、うち旧図書館の蔵書印をもつ図書8,315冊であり、これは私人により返却されたものであった。

再開後の国立図書館は様々な困難を抱えていた。財源の不足、ずさんな図書管理、などがそれである。財源の不足は目録刊行費の不足に見られ、例えば欧州室の目録は印刷費がないため手書きの目録だけしか作れなかった。また図書の管理についてはパルマはつぎのように記録している⁽²²⁾。

「1884年以来特定の個人や機関に資料引渡しを命ずる最高命令 órdenes superiores を受けてきたが、いつも無期限の貸出しであった。そして当然返却すべきものが実際に返却されるのはめったになかった。」

国立図書館のあり方についてパルマは真の研究者のための「調査図書館」 biblioteca de consulta がその本来の性格であるとし、現状は人民の図書館、「娯楽とカジノの図書館」の性格を多分にもっている。

「もし来館者に小説、詩、雑本を貸出すことをやめたなら閲覧者の数は3分の2に減ってしまうだろう。」と慨嘆している。しかしこの3分の2、という数字は同館の理想と現実を積極的、消極的に表現しているといえよう。

1912年3月、ペルーの思想家として有名なゴンサレス・ブラダが館長に任命された⁽²³⁾。彼は臨時大統領の任命に反対して1914年に辞任したが、1916年再び館長に任命され1918年7月に死んだ。したがって館長の任にあったのは短期間であった。

1943年5月10日大火災が発生して国立図書館は烏有に帰し、第二の国立図書館の時代は終わった。同年6月23日には図書館再建の法令が制定された。

4. 第三期 (1943～)

1943年の火災直後に国立図書館が各種の出版物の刊行を開始したことは当時の関係者の図書館再建の意欲を示しているといえよう。まず同年10月に同館最初の出版物である館報 *Boletín de la Biblioteca Nacional* が発刊された。続いて翌44年の上半期に図書館学の専門誌である *Fénix* が刊行された。1945年にはペルー文献年報 *Anuario Bibliográfico Peruano* の発行が決定され、初号は1943年のペルー及びペルー研究の文献目録にあてられた。

1947年3月25日国立図書館再建に関する法律10,847号が公布された。同法にはつぎのような規定がみられる⁽²⁴⁾。

第1条 宝石など個人用又は装飾用、服飾用の奢侈品の小売にたいし税金を課す。

第14条 この税金はとくに1年60万ソルの額までは国立図書館の建物完成に要す

る費用及び同図書館の設備(家具・調度品)にあて、この額はいかなる信用操作にも廻すことができる。その残高は「サンマルティン基金」として共和国の各州首都の市民図書館 *Biblioteca Popular Municipal* の助成にあてる。

国立図書館の完成に関する税金の目的が達成されたときは、全額をサンマルティン基金に入れ、次の形でこれを分配する。

25% 国立図書館の充実のため

75% 各州、準州、地方の首都の住民図書館のため

1961年10月31日著作権法 *Ley de Derechos de Autor* (法律13,714号) が公布され、国立図書館内に著作権局をおくことが定められた。

1971年8月28日、創立150周年記念行事がおこなわれた。

II 組織と政策

ペルー国立図書館の現状については他に資料が入手できないので、筆者が訪問したさいの説明資料にしたがって、その組織と政策について紹介することにする。

1. 使命及び目的

国立図書館はペルー文化の発展に重大な使命を帯びている。当館は全国書誌の作成を技術的に統合し、組織し、ペルーの文化財としてこれを維持し、研究者と読者一般にこれを利用させるための国の文献機関 *órgano bibliográfico* として設立された施設である。

このような使命にしたがって当館は次のような一般的目的をもっている⁽²⁵⁾。

①国内の文献と国の科学技術の発展に不可欠な外国の文献を統合すること。

②文献を公共奉仕のために保存、管理し、技術的に組織すること。

③基本文献その他の資料について調査すること。

④内外の有能な研究者にたいし基本文献を自由に利用させること。

⑤全国著作権局 Registro Nacional de Derechos de Autor を維持すること。

⑥公共図書館と学校図書館の全国組織の拡大を促進し、その活動を監督すること。

⑦国立文化機関総局の委任をうけて、公共及び学校図書館に関する国際的援助の諸計画を実施すること。

⑧総局の指示に従い、当館の権限にしたがってその他の活動をおこなうこと。
このような一般的目的のほか、次のような個別的目的が定められている。

①全共和国に「地方著作権局」を法律にしたがって設立すること。

②当館の文献資料に基いた調査にたいする関心を高めること。

③歴史、文学、書誌及び著作権の諸分野に全国資料情報センターを創設するようにつとめること。

④最も進んだ科学技術文化の移動の機構を活用して文献資料を利用者に自由に利用させること。

⑤教育改革法の原文に明らかにされた内容と並行してその活動を進めること。

⑥近代図書館学の性格、目的及び実際に沿って出版物を編集すること。

2. 組織

国立図書館は国立文化機関の記念文化財

保護局 Dirección Técnica de Conservación del Patrimonio Monumental y Cultural del Instituto Nacional de Cultura の下部機関であり、その内部組織は次の通りである。

館長室 Dirección

渉外部 Actividades

国立図書館学校

全国市民図書館事務局

全国学校図書館事務局

第一線業務部 Organos de Línea

整理課 La Oficina de Procesos Técnicos

相談・閲覧課 La Oficina de Consulta y Lectura

全国書誌・著作権課 La Oficina de Bibliografía Nacional y Registro Nacional de Derechos de Autor

文献調査課 La Oficina de Investigaciones Bibliográficas

総務部 Organos de Apoyo

管理統制課 La Oficina de Administración y Control

幹部室 Organos de Asesoramiento

専門委員会 El Comité Técnico de Jefes de Oficina

3. 一般的任務

①国立文化機関(INC)の2年計画にしたがって国立図書館の活動を企画立案すること。

②全国書誌及び増加目録の作成を維持し、そのため他の資料に加えて、法律命令19,437号及び著作権法13,714号に定める納本を確保する。

③国内国外の閲覧者及び研究者にたいして適切な情報サービスを提供し、その

ため必要な一般的コレクションと参考文献を収集する。

- ④ 現行の技術規格にしたがい、国内の現実に適合した独自の調整をおこなって、文献資料を編成する。
- ⑤ 公衆の利用に供するために目録を準備する。
- ⑥ 国内及び国際的交換業務を組織する。
- ⑦ 全国書誌を編集し、次の当館出版物を通じて宣伝する。
ペルー文献年報 Anuario Bibliográfico Peruano
国立図書館報 Boletín de la Biblioteca Nacional
- ⑧ 図書館学専門の雑誌「フェニックス」Fénix を刊行する。
- ⑨ 現行法にしたがって知的所有権を保護する。
- ⑩ 全国著作権局が関与しない、法律上の寄託を維持すること。
- ⑪ 全国的規模で公共図書館、労働図書館の建設維持のため、市町村及び労働センターの審議会に助言すること。
- ⑫ 全国的規模の学校図書館サービスを計画、開発、評価すること。
- ⑬ 図書館学の分野での専門家の育成

4. 館長・副館長の任務権限

国立図書館の館長は国立文化機関(INC)の所長の要請により文部大臣 Ministerio de Educación Pública が任命する。館長の権限はつぎの通りである。

- ① 国立図書館を代表する。
- ② 目的及び政策を立案する。
- ③ 予算案を作成する。
- ④ 館内規則を制定する。
- ⑤ 年次業務計画の遂行を承認し、指導

し、調整し、監督する。

- ⑥ 予算の執行を監督する。
- ⑦ 計画にもとづく業務を調整する。
- ⑧ 当館に適用される法律の規定及び規則を実行し、実行させる。
- ⑨ その他国立文化機関の所長が館長に委託した任務を遂行する。
副館長は国立文化機関の所長が任命する。副館長の権限はつぎのとおりである。
 - ① 館長に協力して館の政策を遂行する。
 - ② 館長の委任により国立図書館を代表する。
 - ③ 秘書室及び各部の機能を調整し、監督する。
 - ④ プロジェクト等を作成するために組織される各委員会を主宰する。
 - ⑤ 選書委員会その他の委員会を主宰する。
 - ⑥ INC の文化部長 Director de Actividades Culturales と調整して閲覧者を関係の機関に引き渡す。
 - ⑦ INC の文献調査部及び渉外部と調整して展示会の計画を発表する。
 - ⑧ 館長の指示する報告及び政策的文書を編集する。
 - ⑨ 職員に資格を与えるための講習会その他有意義な講習会を立案する。
 - ⑩ 館長の委託するその他の任務を実施する。

5. 政策

1974年の文書には1975~76年の2カ年のINCの政策の輪廓が述べられている。これによればあたらしい国立図書館はつぎの条件にしたがわなければならない。

- ① 公衆にできるだけ接近し、公衆が来館するのを待つのでなく、あらゆる環境

の公衆を探し求めること。

- ②日を追ってペルー人司書を養成し、彼等に仕事の基礎知識と機会を提供することに関心をもつこと、また出版物と資料交換によりこの利益を他の諸国に拡大すること。
- ③その活動範囲を各国立施設を通じて学生、労働者、青年のように人口の多い階層に拡げること。
- ④収容力と公衆へのサービス時間をふやして読書の機会を拡げること。
- ⑤研究者にたいしてペルーの現実の中で最大の便宜をその研究の実現のために与えること。
- ⑥サービスと整理を近代化して図書館の機械化とオートメーションにおよぼすこと。
- ⑦精力的に普及事業をおこない、個人の全人的進歩に大きく貢献すること。
- ⑧図書館の維持に資するため独自のあらたな資料を作成すること。

6. 国立図書館の二年計画

1975～76年度の INC の2年計画は、国立図書館の遂行すべき目的と政策概要をつぎのように示している。

ペルー人の創造力と批判力の十分な開発を刺戟するために、

著作権に留意する。

国の記念財及び資料を保存し、増加するために、

国の記念財及び資料を保護し、保存する政策を策定する。

博物館、公文書館及び図書館の国家的規模のサービスを改善し、拡大する。

国立図書館学校の教育計画を教育改革に適合させ、同校に公文書士とドキュメン

タリストの課程を創設する。

二年計画による戦略と活動としては次のようなものが挙げられている。

全国著作権局規則を制定する。

地方著作権登録局を設置する。

国立図書館の閲覧者を再編成する。

国の図書館政策を策定し、導入する。

国の文献資料を統合し、増加し、普及させる。

一定の調査地域を援助し、刺戟する短期間の展示会を組織する。

科学技術文化の発展のため世界中で出版された最も代表的な文献資料を入手する。

書誌及び図書館学に関する出版物を編集する。

全国学校図書館事務局が先進的学校図書館ホセ・デ・サンマルティン図書館と地域図書館を通じて遂行している仕事の漸進的發展を援助し、これらの図書館のサービスと活動の計画を拡大する。

市町村及び労働センターへの技術援助に関し、また図書館ステーション、移動図書館サービスのシステムによる読書普及に関して、全国住民図書館、市町村図書館事務局の仕事を拡大し、援助する。

<注1> マリア・ルス号 (María Luz) 号事件。1872年 (明治5年) 横浜に入港したペルー船マリア・ルス号から清国人クーリーが脱出して奴隷船の実態が明らかにされた。時の外務卿副島種臣の命により神奈川県令大江卓が裁判所を設けて裁判をおこない、清国側に奴隷を引き渡した。1875年ロシア皇帝の仲裁により日本側は勝訴した。この事件を契機として1873年日秘修交通商航海条約が調印され、両国の外交関係の基が築かれた。ペルー側の資料を使ったものに次の文献がある。

Stewart, Watt. Chinese bondage in Peru; a history of the Chinese coolie in Peru. Durham, North Carolina, Du-

ke Univ. Press, 1951.

<注2> 主として使用した資料は、
La Biblioteca Nacional del Perú, aportes para su historia. Lima, 1971 (Publicaciones en Conmemoración del Sesquicentenario de la Independencia y de la Fundación de la Biblioteca Nacional del Perú. Serie: Historia)

及び国立図書館作成の説明資料である。

<注3> シモン・ボリーバル Simón Bolívar と並んで南米独立運動の双壁であるサンマルティン將軍 General José de San Martín が署名した命令。

<注4> イエズス会は原住民の布教とクリオーリョ(原産生れのスペイン人)の教育に業績を挙げたが、政府にたいする反乱のかどで1767年に追放された。

<注5> サンマルコス大学は1551年メキシコ大学(現在のメキシコ国立自治大学, UNAM)と前後して設立され、初めリマ大学と呼ばれた。サント・ドミンゴのサント・トマス・デ・アキノ大学に次いで米州でも古い大学である。三谷石郎, 1918年の大学改革とラテン・アメリカ, ラテン・アメリカ研究, 9号(1970)参照。

<注6> 中南米のスペイン植民地には、はじめメキシコ(1535年)、ペルー(1542年)に副王が置かれていたが、のちヌエバ・グラナダ(1717年)とラ・プラタ(1776年)にも副王が置かれた。

<注7> Martin, Luis. La biblioteca del Colegio de San Pablo (1508~1767), antecedente de la Billioteca Nacional, p. 25. (La Billioteca Nacional del Perú, aportes para su historia, Lima, 1971. 所収)

ハーバード大学は1636年創立。同図書館は1638年に創設された。現在では傘下に約900の図書室を擁し、蔵書数920万冊を誇っている。The World of learning, 1976~77, vol. 2. Europa Publications, Ltd., London, 1976. 参照。

<注8> Martin, Luis, op. cit., pp. 25-26.

<注9> 同館は当時すでに世界各国の歴史書をもっており、アフリカ、中国、日本に関する歴史書も所蔵していたという。Martin, Luis, op. cit., p.33.

<注10> Benito Gutti y Catalan はアルセ館長在任中(1822~25)を第一期とし、以後1883年までを第二期としているが、こ

れは創立直後の王党派の略奪により一旦国立図書館が崩壊したとの見方に立っていると思われる。しかし Gutti 説では第一期が余り短期間となるので、本稿では便宜上1883年までを第一期とした。Gutti y Catalan, Benito. Relación de primeros bibliotecarios y directores de la Biblioteca Nacional. (La Biblioteca Nacional del Perú. 所収)

<注11> 同日付の命令第1条はつぎのように定めている。

「首都に国立図書館を設立し、すべての来館者の利用に供する」。

Valderama C, Lucia. Cronología esquemática de la Biblioteca Nacional, p. 6 (前掲 La Biblioteca Nacional del Perú. 所収)

<注12> Ibid., p. 6

<注13> Mariano José de Arce (1781~1852)。

僧職にありながら独立運動に奔走、愛国者の会 Sociedad Patriótica の機関誌「ペルーの太陽」El Sol del Perú の編集長をつとめた。独立直後、戦禍による国庫の欠乏の中で政府は図書館建設に必要な財源をアルセの裁量に委ねた。アルセはこの仕事を6か月という短期間で仕上げて見せた。国立図書館長在任期間は1822~25年とされている。

Núñez, Estuardo, Mariano José de Arce, primer bibliotecario, 及び

Relación de primeros bibliotecarios y directores de la Biblioteca Nacional.

共に前掲 La Biblioteca Nacional... 所収。

<注14> 1823年7月17日の布告 Bando は王党派による図書館の略奪とその善後措置についてつぎのように定めている。

「敵又は出移民が寄贈、売却、貸与して中に残していた財産の記録をとることが国の業務にとって有益であるので、つぎのように命令する。

綜合図書館 Biblioteca General から抜き出された図書又は同図書館に欠けている図書について知っている者は直ちにそれを通報するものとする。当該図書を所持している者、及び当該図書について知りながらこれを引き渡さず、又は通報しない者は、有色人種 clase の場合は国外追放にし、そうでない者は陸軍の兵籍に編入するものとする。」

Cronología esquemática de la Biblioteca Nacional, op. cit., p. 7.

<注15> Ibid., pp. 7-8

<注16> この戦争は太平洋戦争と呼ばれる。ペルーはこの戦争に敗れて硝石地帯のタラパカ Tarapaca を割譲し、その後約半世紀の間ペルー・チリ間に領土問題が紛糾した。

<注17> Cronología, op. cit., p. 9.

<注18> Ibid. p. 9.

<注19> 「乞食館長」というあだ名は決して蔑称ではない。ラテン・アメリカ諸国では不具者について「片目のホアン」とか、「ビッコのカルロス」とかいうようにあからさまにあだ名をつけるが、そのことが喧嘩の種にはならないといわれる。ここでは各方面に寄付を求めたパルマ館長の図書館再建の情熱をむしろ好意的にあだ名に表わしたものと思われる。

<注20> 1883年11月2日, リカルド・パルマは館長に任命されたが, 同日オドリオンラは名誉館長に任命された。当時の公文書はつぎのように述べている。

「大佐マヌエル・オドリオンラ卿は高齢と病疾のため国立図書館と公文書館の再建が必要とする実務に献身することができないので, 卿を名誉館長に任命し, 現在のアパートに引続き居住する権利を認め, 独立建設者の記録に卿が軍人であったことを認めることが考慮されなければならない。」

Cronología, op. cit., p. 10.

<注21> Ibid., p. 10

<注22> Ibid., p. 11.

<注23> Manuel Gonzales Prada (1848 ~1918) ペルーの思想家であり, 作家である。二十世紀ペルーの政治家マリアテギ José Carlos Mariátegui (ペルー共産党の創設者) やアヤ・デ・ラ・トーレ Víctor Raúl Haya de la Torre (APRA 党創設者) などに思想的影響を与えた。

拙稿・アプリスト運動とペルーの政治, ラテン・アメリカ諸国の政党—アルゼンチン・ペルー—, ラテン・アメリカ協会, 昭

41, 117-9 頁参照。

<注24> Cronología, op. cit., p. 14.

<注25> 国立文化機関規則 Reglamento del Instituto Nacional de Cultura (法律命令19268号) 61条。

法律命令 decreto-ley は法律と同等の効力をもつ命令である。事実上の政府が発することが多い。

おわりに

過去は現在につながり, 現在は過去に遡るものであることは当然である。しかし本稿では過去と現在をつなぐ媒体ともいえないものを明らかにすることができなかった。残念ながら前半と後半は別々のものになった。しかし筆者としてはペルー国立図書館の現状を理解するために歴史をひもとくという意図をもっていった。利用しうる資料が乏しいために, このような意図は満たされなかった。けれども組織はすべて人によって構成される。図書館の所蔵する文献資料にはそれを収集した先人の精神が脈々として伝えられている。スペイン王国からの独立という激動の真只中に国立図書館を創設した初期の館長らの情熱と労苦はその後戦争と火災という酷しい試練に逢っても引き継がれてきたのである。先人の理想と熱情が今日の同館の運営にも生かされているといえよう。筆の足りないところを読者が行間に読みとって頂ければ幸いである。そしてこの小論が今後の研究の呼び水となることを期待して筆を擱く。

(みたに・ひろし 一般参考課主査)